

第 号  
平成 年 月 日

特定歴史公文書等利用決定通知書

（利用請求者） 様

神戸大学大学文書史料室長

印

平成 年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書等の利用について、公文書等の管理に関する法律第 16 条の規定に基づき、下記のとおりとすることとしましたので通知します。

記

- 1 原本を利用に供する特定歴史公文書等の識別番号・名称及び利用制限を行う部分があればその理由

特定歴史公文書等の 識別番号・名称	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり ( )
利用制限を行う理由	<input type="checkbox"/> 個人に関する情報を含むため <input type="checkbox"/> その他 ( )

- 2 写しを利用に供する特定歴史公文書等の識別番号・名称，原本の利用を認めない理由及び利用制限を行う部分があればその理由

特定歴史公文書等の 識別番号・名称	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり ( )
原本の利用を認めない理由	<input type="checkbox"/> 劣化が著しいため <input type="checkbox"/> その他 ( )
利用制限を行う理由	<input type="checkbox"/> 個人に関する情報を含むため <input type="checkbox"/> その他 ( )

- 3 利用を認めないこととした特定歴史公文書等の識別番号・名称及び利用を認めない理由

識別番号・名称	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり ( )
利用を認めない理由	

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に神戸大学長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、神戸大学長を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

#### 4 利用の方法

##### (1) 利用の方法

特定歴史公文書等の識別番号・名称	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり ( )
利用の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
写しを送付する場合の準備日数	

##### (2) 閲覧することができる日時，場所

閲覧可能日時	<input type="checkbox"/> この決定日以降の開室時間内 <input type="checkbox"/> その他 ( )
閲覧場所	<input type="checkbox"/> 神戸大学大学文書史料室の閲覧室 <input type="checkbox"/> その他 ( )

#### \*本件連絡先

神戸大学大学文書史料室（内線：5035）

電話：078-803-5035 FAX：078-803-5038

e-mail：archives@lib.kobe-u.ac.jp